

聖監告示第 5 号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成23年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

平成24年1月23日

聖籠町代表監査委員 鈴木 武 男

聖籠町監査委員 櫻 井 怜

記

1 監査実施期間

平成24年1月17日、18日、19日、20日(計4日間)

2 監査対象

平成23年12月2日付、聖監第40号によりあらかじめ通知した事業及び事項

3 監査の方法

あらかじめ通知した監査事項について、全課(局・室)から資料の提出を求め、各課(局・室)毎に担当課長(局長・室長)及び職員の詳細な説明を受けて監査を実施した。

4 監査委員の氏名

聖籠町代表監査委員 鈴木 武 男

聖籠町監査委員 櫻 井 怜

5 監査の範囲

今回の定期監査では、全課(局・室)共通資料として

ア 各種契約執行状況

イ 補助金執行状況

ウ 各課(局・室)重点監査事項

6 監査の結果

(1) 随意契約の適用について

社会教育課の契約で契約額63万円のテレビコマーシャルの契約を随意契約として、聖籠町財務規則第141条第3項を適用の根拠としているが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号で規定する別表第5、第6号においては市町村として随意契約できる金額は50万円を超えないものとなっており、契約方法の適用誤りと認められるので改善措置を検討することが望ましいものと認められる。

以上